

## 5 化学物質管理の推進について

### 検討の視点

(1) 報告書では、個々の化学物質の危険性・有害性、取扱上の注意事項を一層明確にし、適切な化学物質管理を促進すること、GHS国連勧告への対応を図ることについて提言されているが、このような方向性についてどう考えるか。

この場合、例えば、以下の事項が必要と考えるがどうか。

- ① 表示及び化学物質等安全データシート(MSDS)については、有害性を有する化学物質のほか、危険性を有する化学物質も対象とすること。
- ② 化学物質の危険性及び有害性を容易に認識できる絵表示等を導入すること。
- ③ 事業場内で取り扱う容器等にも同様の表示を行うこと。
- ④ ①にあわせてMSDS等により有害性の調査等を行う現行の規定に危険性を追加すること。

(2) 報告書では、自律的な化学物質管理を促進するため、有機則等によるばく露防止方法は、定期的な維持改善等により気中の濃度が継続的に一定以下となる等の条件の下、要件の緩和を図ることが必要であると提言されているが、これについてどう考えるか。

(3) 報告書では、国は、有害な未規制化学物質についてリスク評価等を行うため、事業場におけるばく露関係情報を収集する仕組みの整備が必要であると提言されているが、例えば、一定の有害な化学物質を取り扱う事業場に対するばく露関係情報の提供を求めるようにしてはどうか。

## 5 化学物質管理の推進について

### 検討会の提言の概要

#### 1 自律的な化学物質管理

職場における化学物質は、その種類が多様で、かつ取り扱う作業も多岐にわたる傾向にあること、また、未規制物質による疾病が半数程度を占めていること等を踏まえると、事業者が、個々の事業場でのばく露の状況等に基づきリスクを評価し、その結果に基づき、ばく露防止対策を講じる等の自律的な化学物質管理が重要であり、その一層の促進を図る必要がある。

#### 2 化学物質の表示、MSDS交付制度のGHS国連勧告への対応等

(1) 事業者による自律的な化学物質管理を促進するためには、事業者に対して個々の化学物質の危険性・有害性や取扱上の注意事項等の情報がより明確に提供されること、また、GHS国連勧告への整合性の確保が求められることから、労働安全衛生法に基づく表示・MSDS制度をGHS国連勧告に基づくものに改正する。

(2) 化学物質を取り扱う事業者は、基本的な措置として、交付されたMSDS等に基づき自主的に労働災害防止措置を講ずることが必要であることから、国は、これらの必要な措置を講ずることを当該化学物質を取り扱う事業者に対して明確にすることが必要である。

#### 3 ばく露防止方法の柔軟化・性能要件化

有機溶剤中毒予防規則等の特別規則に基づくばく露防止方法等について、定期的な監査・パトロールによる維持改善等により、気中の化学物質の濃度等が継続的に一定以下となること等の条件の下、ばく露防止方法等の措置の柔軟化、性能要件化を図り、化学物質管理指針等に基づく自律的な化学物質管理を促進しやすくすることが必要である。

#### 4 国によるリスク評価の充実等

中小企業では、自律的な化学物質管理が十分でないこと等から、国は、未規制の有害化学物質について、化学物質に係る労働者の作業内容等のばく露関係情報等に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、リスクの程度等に応じて、特別規則による規制を行うなど国によるリスク管理を講じることが必要である。

このため、国は、リスク評価のための情報を収集することなどを目的に、事業場における労働者の作業内容、作業従事労働者数、密閉系で使用する等のばく露関係情報を収集、提供する仕組みを整えることが必要である。

# 化学物質による労働災害の発生状況

## 1 化学物質による疾病

化学物質による疾病者数(休業4日以上)の死傷者数

平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
309	229	302	254	287	311

(注)労働者死傷病報告(休業4日以上)によるもの

化学物質による疾病の内訳(割合)

有機溶剤中毒予防規則対象物質によるもの	11.8%
特定化学物質等障害予防規則対象物質によるもの 〔()内はその内一酸化炭素によるもの〕	28.9%(15.4%)
鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則対象物質によるもの	0.4%
上記以外の物質によるもの	58.9%

中毒	眼又は皮膚への炎症
47.5%	52.5%

注1 本統計値は、平成14年の労働者死傷病報告を平成15年12月現在で集計したもの。

注2 対象化学物質の分類は、災害発生状況等から推定したもの。

## 2 化学物質による爆発・火災災害

化学物質(危険物)による爆発・火災災害(休業4日以上)の死傷者数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
爆発災害によるもの	46	82	82	90	59	80
火災災害によるもの	43	79	66	74	65	61
合計	89	161	148	164	124	141

(注)労働者死傷病報告(休業4日以上)によるもの

## 事業場内の化学物質を入れた容器、装置等に係る災害事例

○金属製品の静電塗装を行う工場において、有機溶剤及び塗料の混合物を入れた容器を、乾燥炉に搬入し放置したため、乾燥炉内で有機溶剤等が気化し、何らかの火源により乾燥炉が、引火、爆発し、乾燥炉付近で作業を行っていた労働者1名及び工場長が死亡したものの。

○始業前の採暖のため廃材によりたき火をしていたが、火力を強くするため、剥離剤をたき火に投入しようとしたところ、誤って、より引火性が強いガソリン、軽油が入ったポリタンクを運び出し、その中のガソリン等をたき火に投入したため、3mの炎が上がり採暖していた労働者1名が火傷したものの。

○電子機器部品工場において、硝酸タンクに、タンクローリーから硝酸を注入する作業において、誤ってトリエタノールアミンのタンクに注入したため、タンク内の化学反応等による液温度の上昇、ガスの発生により、タンクが破裂し化学物質が流出したものの。

○ホテルの開業準備のため、容器に入った10%のフッ化水素水溶液を用いて、汚れ落としの作業を行っていたところ、フッ化水素溶液が作業を行っていた労働者の皮膚に付着し、労働者1名が約3か月の休業となる薬傷となったもの。なお、譲渡された際の容器には表示がなされていたが、労働者が使用していた小分けされた容器には表示はなされていなかった。

○電子基盤のエッチング作業終了後、基盤の洗浄に用いたメチルエチルケトンをかたづける際、メチルエチルケトンの容器ではなく、誤って硝酸等が入った容器に入れたため、硝酸等が入った容器が破裂、硝酸等が飛散し、硝酸等を浴び又はガスを吸入した労働者5名が被災したものの。

○塩酸の入った薬品槽に、労働者が保護眼鏡等の保護具を着用せず、物の投入作業を行っていたため、塩酸が飛び散り、作業を行っていた労働者の眼に入り被災したものの。

## 平成13年の労働環境調査による化学物質管理の状況について

約1万事業所等を対象にした平成13年の労働環境調査によると、化学物質管理の状況の概要は以下のとおり。

化学物質取扱業務の有無及び化学物質管理計画の策定の有無別事業所割合

(単位:%)

事業所規模	事業所計	化学物質取扱業務がある	化学物質管理計画の策定			化学物質の取扱業務がない
			策定している	策定の予定がある	策定の予定はない	
総数	100.0	20.9(100.0)	(30.6)	(22.7)	(46.7)	79.1
1,000人以上	100.0	88.1(100.0)	(77.9)	(16.4)	(5.7)	11.9
500～999人	100.0	80.8(100.0)	(64.9)	(24.4)	(10.7)	19.2
300～499人	100.0	66.8(100.0)	(58.7)	(24.5)	(16.9)	33.2
100～299人	100.0	47.8(100.0)	(39.1)	(31.1)	(29.8)	52.2
50～100人	100.0	29.3(100.0)	(29.2)	(27.3)	(43.6)	70.7
30～49人	100.0	21.7(100.0)	(28.1)	(22.4)	(49.6)	78.3
10～29人	100.0	15.0(100.0)	(24.5)	(18.6)	(56.9)	85.0

化学物質管理担当者の選任状況別事業所割合

(単位:%)

事業所規模	化学物質の取扱業務がある事業所	選任している	選任の予定がある	選任の予定はない
総数	100.0	45.6	15.9	38.5
1,000人以上	100.0	80.5	14.6	4.8
500～999人	100.0	73.0	16.2	10.8
300～499人	100.0	69.7	17.0	13.3
100～299人	100.0	54.8	20.6	24.7
50～100人	100.0	45.8	17.9	36.3
30～49人	100.0	41.7	17.2	41.1
10～29人	100.0	40.3	13.2	46.6